

「グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査」 の勧告に対する改善措置状況

平成28年5月19日

勧告先: 外務省、文部科学省

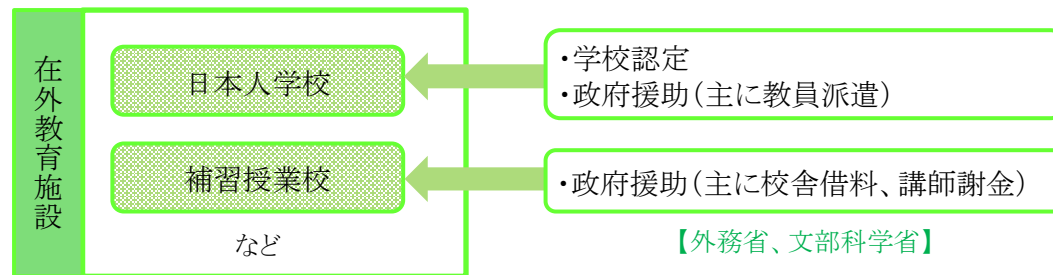
勧告日: 平成27年8月21日

回答日: 平成28年4月22日(文部科学省)、5月2日(外務省)

背景等

○ 海外進出企業の増加、海外子女の増加

- ・【海外進出企業数】 平成17年約3万5千拠点 → 平成26年約6万9千拠点(約2.0倍)
- ・【海外子女数】 平成17年約5万6千人 → 平成26年約7万7千人(約1.4倍)



○ 「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)で、グローバル化等に対応する人材力の育成強化として、「在外教育施設における質の高い教育の実現」を図ると明示

- (注) 1 在外教育施設とは、現地の日本人会等が設立した教育施設。調査時点の平成26年3月現在、日本人学校88校、補習授業校203校など(その後、平成27年4月にプノンペン日本人学校が開校)
2 日本人学校は、日本からの派遣教員を中心に日本国内と同等の教育を行う全日制施設。補習授業校は、現地採用者を中心に現地校等通学者に対し、放課後などに一部の教科を教える施設

1 在外教育施設の設定・運営の推進

調査結果(問題の所在)

- ◆ 日本人学校の前身となっていることが多い補習授業校について、新規援助要請は増加しているが、新規承認は減少
 - ・ 平成19～22年度: 29施設中18施設承認(62.1%) → 平成23～26年度: 43施設中6施設承認(14.0%)

- ① 整備方針もなく財政難の中、新規の承認困難
 - ・ 新規の援助要請は、援助開始を見送らざるを得ない場合あり
- ② 非承認施設において、予算を伴わない援助を求める意見あり
 - ・ 非承認施設の場合、政府ホームページでの施設紹介や研修への参加なども困難

主な勧告事項

- ① 政府援助が非承認となっている教育施設の解消に向けた方針の策定【外務省】
- ② 同教育施設への予算を伴わない援助の実施【外務省、文部科学省】

主な改善措置

- ① 政府援助要件を満たす全ての施設に財政支援を行うことを目標に、予算の範囲内で対象施設を拡充(新規に平成27年度は2校、28年度は4校に援助を実施予定)【外務省】
- ② 政府援助の対象となっていない施設からの要望を聴取し、外務省と文部科学省とで情報共有した上で、必要な支援を実施予定【外務省、文部科学省】

2 日本人学校における教育の推進

調査結果(問題の所在)

◆ 児童生徒数は増加しているが、派遣教員数は減少 図1

【児童生徒数】平成17年度1万7,658人→
平成26年度2万1,027人(19.1%増)
【派遣教員数】平成17年度1,267人→
平成26年度1,138人(10.2%減)

- ① 派遣教員の確保方針もなく推薦者減少や定員合理化の中、その確保が困難
- ② 都道府県ごとの現職派遣教員推薦の協力状況には大きな差。また、現職派遣教員を補うシニア派遣教員の確保は不十分

◆ 約8割の日本人学校で、国内に比べて業務負担が重く教育に支障が発生との意見 図2

- 業務負担が重い中、グローバル人材育成強化に向けた「質の高い教育の実現」を図るとされたが、具体の目標等は未設定

主な勧告事項

- ① グローバル人材育成強化に係る具体の目標・取組・工程の策定【文部科学省】
- ② ①の取組実施及び児童生徒数増加に対応するための、派遣教員確保方針の策定【文部科学省】
- ③ ②の方針を踏まえた、教員派遣の協力が低い都道府県教育委員会等への要請徹底、シニア派遣教員制度の拡充【文部科学省】等

主な改善措置

- ① 平成33年度までに、教員充足率を現職派遣教員の定員合理化が開始された平成18年度当時の水準まで計画的に回復を目指す【文部科学省】
- ② 都道府県ごとの教員数、過去の推薦者数等の状況を分析の上、都道府県教育委員会等に対し個別に推薦者数の増員を要請予定【文部科学省】
- ③ 都道府県教育委員会等の担当者会議の場において一層の周知を図るとともに、ホームページにおいて事例紹介を行うなど広報を強化予定【文部科学省】

図1 日本人学校における派遣教員指数と児童生徒指数の推移(平成17=100)

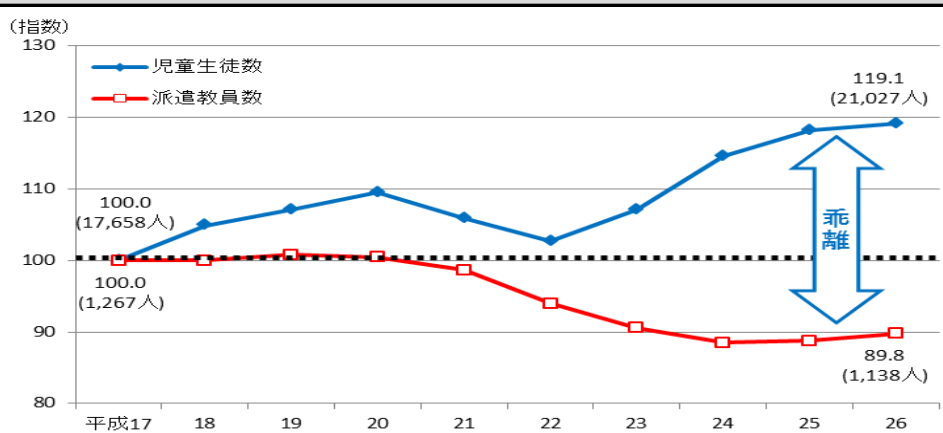
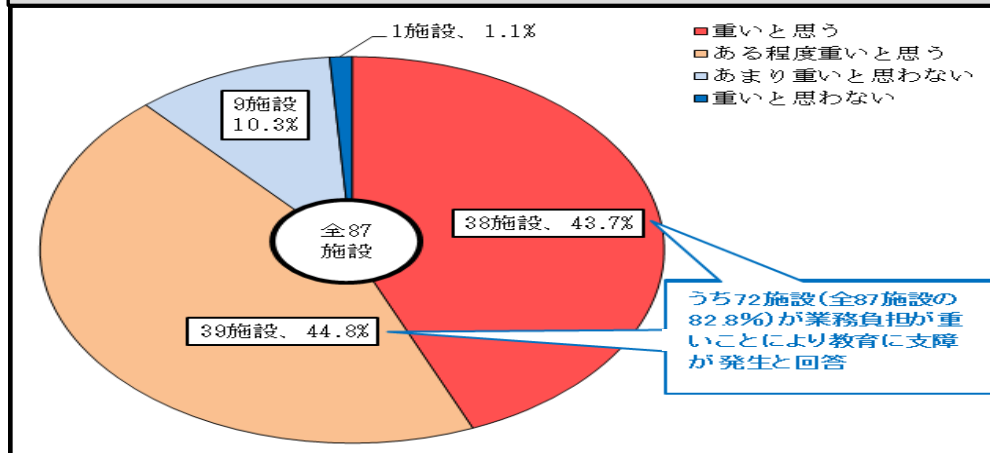


図2 国内と比べた場合の日本人学校における業務負担感の状況



(注)1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成17年度における派遣教員数及び児童生徒数を100とした場合の指数の推移を示す。

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の割合は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない。

グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成26年8月～27年8月
- 2 対象機関 調査対象機関：文部科学省、外務省
関連調査等対象機関：都道府県（教育委員会を含む。）、市区町村（教育委員会を含む。）、日本人学校、補習授業校、公立小学校、公立中学校、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成27年8月21日 文部科学省、外務省

【回答年月日】 文部科学省 平成28年4月22日 外務省 平成28年5月2日

【調査の背景事情】

- 民間企業等の海外進出が進む中、海外で生活する義務教育段階の日本人児童生徒数もアジアを中心に増加(平成17年:5万5,566人、26年:7万6,536人)
- 海外に在留する海外子女への教育に関しては、日本国憲法第26条に規定する教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、文部科学省及び外務省を中心に義務教育段階の在外教育施設に対する教員派遣、教科書無償給与、校舎借料や安全対策費の一部援助などが実施
- 「「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—」(平成27年6月30日閣議決定)においては、グローバル化等に対応する人材力の育成強化に関し、在外教育施設における質の高い教育の実現及び帰国・外国人児童生徒等の教育環境の充実を図ることが明記
- しかし、日本人学校において派遣教員数が減少していることやカリキュラムが硬直的であることなど、海外子女・帰国子女に対する教育が懸念される状況も指摘
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女の教育環境の整備・拡充を図る観点から、海外子女・帰国子女に対する教育の実施状況を調査

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 在外教育施設の設立・運営の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>外務省及び文部科学省は、日系企業の海外進出を背景に在外教育施設のニーズが高いことを踏まえて、可能な限り多くの海外子女に在外教育施設で学ぶ機会が与えられるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 補習授業校としての政府援助要件を満たしているにもかかわらず非承認となっている施設などの解消に向けた方針を策定すること。 (外務省)</p> <p>② 政府援助要件を満たしているにもかかわらず非承認となっている施設などへの予算を伴わない援助に関する意見・要望を把握・分析の上、必要となる援助を実施すること。 (外務省、文部科学省)</p> </div> <p>(説明) ≪施策の概要≫</p> <p>○ 文部科学省は、「在外教育施設の認定等に関する規程」(平成3年11月14日文部省告示第114号)等に基づき、日本人会等の在留邦人社会からの自発的な要請を受けて日本人学校として認定</p> <p>○ 文部科学省及び外務省は、日本人学校及び補習授業校に対し各種の政府援助を実施</p> <p>日本人学校： 国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制教育施設で、一般に現地の日本人会等が設立主体となり、日本人会や進出企業の代表者等からなる学校運営委員会が運営</p> <p>補習授業校： 現地校に通学する海外子女に対し、土曜日等を利用して日本国内の小・中学校の一部の教科について日本語で授業を行うことを目的とする教育施設で、現地の日本人会等が設立・運営</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 日本人学校の設立・運営の前身となっていることが多い補習授業校について、新規の援助要請が増加している一方、新規の承認は減少</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から22年度までの4年間では、補習授業校として政府援助を新規に 	<p>(外務省)</p> <p>→① 厳しい予算事情の中、要望のあった補習授業校に対し、新たに平成27年度は2校、28年度は4校に対して政府援助を実施する予定である。平成29年度以降についても、政府援助要件を満たす全ての補習授業校に対して財政支援を行うことを目標に、財政当局との折衝を経て、予算の範囲内で政府援助対象校の更なる拡充を図る考えである。</p> <p>(外務省)</p> <p>→② 外務省としても本勧告の調査過程において、政府援助の対象となっていない施設から現地採用講師研修に参加したいとの要望が示されたと承知している。今後も、施設から要望を聴取し、寄せられた要望について文部科学省と情報を共有し、巡回指導等できる限りの支援を行う予定である。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→② 政府援助の対象となっていない施設から外務省を通じて文部科学省に対する支援要請があれば、巡回指導等について検討し、適切な援助を行う予定である。</p> <p>また、今後、補習授業校を対象とした授業の実践的な指導資料のホームページへの掲載等の支援を行う予定である。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>申請した 29 施設中 18 施設 (62.1%) が承認されているが、23 年度から 26 年度までの 4 年間では、43 施設中 6 施設 (14.0%) の承認にとどまる (22 年度、24 年度及び 26 年度は新規の承認なし)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補習授業校の整備方針や予算方針などがなく、予算の制約から既存施設への継続的な援助を優先し、新規の援助要請は援助開始を見送らざるを得ず承認数が減少 <p>○ 平成 26 年度に補習授業校としての政府援助を新規に申請した 15 施設 (全て非承認) からは、補習授業校向けの研修への参加や政府ホームページにおける施設の紹介など、予算を伴わない政府からの援助を求める要望あり (15 施設のうち回答のあった 14 施設中 6 施設)</p> <p>2 日本人学校における国内水準の教育及び海外環境を活用した教育の推進 (勧告要旨)</p> <p>文部科学省は、日本再興戦略に掲げるグローバル人材育成強化のための在外教育施設における質の高い教育を実現する観点から、日本人学校において国内水準の教育及び海外環境を活用した教育を推進すべく、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 日本再興戦略で示されたグローバル人材育成強化の方針に係る具体の目標・取組・工程を策定するとともに、その実施のため及び児童生徒数の増加に対応するため必要となる派遣教員の確保に関する方針を策定すること。</p> <p>② ①の方針を踏まえて、各都道府県における本務教員数、帰国子女数、財政状況などを比較・分析の上、他の都道府県教育委員会等に比べて教員派遣の協力が低い都道府県教育委員会等に対して、個別に推薦数の増加や保有免許のバランスなどについて協力を求めること。</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>→① 日本再興戦略に掲げる「在外教育施設における質の高い教育の実現」を実施するため、平成 33 年度までに、教員充足率を現職派遣教員の定員合理化が開始された平成 18 年度当時の水準まで計画的に回復させることを目指す。</p> <p>→② 「平成 29 年度及び平成 30 年度在外教育施設派遣教員の推薦について」(27 文科発第 1543 平成 28 年 3 月 18 日付け都道府県教育長等宛て初等中等教育局長通知) において、教員のグローバル経験の必要性や派遣のメリット等を周知した上で、各都道府県教育委員会等に増員のための協力要請を行った。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>③ ①の方針を踏まえて、シニア派遣教員制度の更なる拡充について検討を進めること。その際、応募者の増加を図るため、同制度の周知を行っていない都道府県教育委員会等を把握した上で、改善を要請すること。</p> <p>④ 在外教育施設が国内の ICT 化の流れから大きく劣後することのないよう、在外教育における ICT の利活用について、先進的な ICT 化の取組事例など関連情報の収集と提供を実施すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪施策の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定。以下「日本再興戦略」という。)では、グローバル人材の育成強化として、「在外教育施設における質の高い教育の実現」を図ることを規定 ○ 現職派遣教員は、文部科学省が都道府県教育委員会等に対し候補者の推薦を依頼し、当該推薦者の中から決定 ○ 現職派遣教員の不足を補うシニア派遣教員は、文部科学省が直接公募を実施するとともに、都道府県教育委員会等に対し退職予定の教員等へのシニア派遣教員制度の周知を依頼 ○ 「世界最先端 IT 国家創造宣言 改訂」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、2010 年代中には全ての小学校、中学校等で教育環境の IT 化を実現すると規定。文部科学省等では、先導的教育システム検証事業を実施しており、トルコのイスタンブール日本人学校も検証協力校として参加 <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本人学校における児童生徒数は増加している一方で派遣教員数は減少 	<p>今後、都道府県ごとの対象教員数、学校数、過去の推薦者数、帰国子女数、教員定数の推移等の状況を分析した上で、教員の質の確保に留意しつつ、個別に推薦者数の増加要請を行うとともに、保有免許のバランスの確保等について協力を求める予定である。</p> <p>→③ シニア派遣教員制度については、一層の質の向上を目的として、i) 都道府県教育委員会等に「都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」等の場において、一層の周知を図るとともに、ii) 文部科学省ホームページにおいて事例紹介を行うなどの広報の強化を図り、優れたシニア派遣教員の確保・充実に努める。</p> <p>→④ 各在外教育施設の置かれた教育環境が異なることを踏まえつつ、国内における先進的な ICT 化の取組事例など関連情報を収集し、「学校教育の情報化の推進に向けた取組事例の紹介について」(平成 28 年 1 月 5 日文部科学省初等中等教育局国際教育課事務連絡)にて情報提供を行った。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒数：平成 17 年度 1 万 7,658 人 → 平成 26 年度 2 万 1,027 人 (19.1%増) ・ 派遣教員数：平成 17 年度 1,267 人 → 平成 26 年度 1,138 人 (10.2%減) <p>○ 都道府県ごとの教員派遣の協力状況をみると、例えば、本務教員一人当たりの現職派遣教員数では最大約 5 倍の格差</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現職派遣教員数/本務教員数 最大値：0.01829 (100) ⇔ 最小値 0.00389 (21.26) <p>一方、現職派遣教員への追加手当の支給など都道府県費の増大や域内の教育体制の低下の懸念から推薦者数は増え難い状況</p> <p>○ シニア派遣教員制度について、管轄の市区町村教育委員会に周知していない都道府県教育委員会 (12 都道府県教育委員会中 1 都道府県教育委員会) や管轄の小・中学校に周知していない市区町村教育委員会 (36 市区町村教育委員会中 15 市区町村教育委員会) あり</p> <p>○ イスタンブル日本人学校では、百科事典の不備をネット上の百科事典を活用することで解決</p> <p>3 帰国子女に対する教育の充実 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>文部科学省は、帰国児童生徒の教育環境の充実を図るとともに、元派遣教員の経験・知識の活用による国際理解教育を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県・市区町村教育委員会等が実施している帰国児童生徒の特性に配慮した教育に係る個々の取組について、生活適応指導、日本語指導、学習適応指導、特性保持伸長指導等の別に具体的な目的、対象者の属性、人数、実績・成果などを把握・分析し、帰国児童生徒の特性に配慮した教育の在り方について具体的に検討すること。</p> </div>	<p>(文部科学省)</p> <p>→①② 昨今は帰国児童生徒のみならず、外国人児童生徒等を含む日本語に通じない児童生徒のための指導とその学力保障が喫緊の課題となっていることから、特に現場ニーズの高いこれらの日本語指導が必要な児童生徒について平成 28 年度に調査を実施し、必要な実態を把握する。また、「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」において、平成 28 年夏前を目途に報告書を取りまとめる予定である。</p> <p>今後、当該調査結果及び報告書を文部科学省のホーム</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② ①を踏まえ、当該内容を文部科学省のホームページなどを活用して情報の共有を図るとともに、都道府県・市区町村教育委員会等に対し、帰国児童生徒に対するよりきめ細かな支援の実施を要請すること。</p> <p>③ 都道府県・市区町村教育委員会等における元派遣教員の経験・知識の活用について、取組を実施している場合はその目的及び内容、実施していない場合はその理由及び実施上のあい路を把握・分析し、都道府県・市区町村教育委員会等に対し、改めて元派遣教員の活用を具体的に要請すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪施策の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、帰国児童生徒への教育における①生活適応指導、②日本語指導、③学習適応指導、④特性の伸長及び活用に関する指導を充実するよう通知（平成5年8月6日付け文教海第100号文部省教育助成局長・初等中等教育局長通知） ○ 文部科学省では、平成13年度以降、帰国児童生徒と外国人児童生徒を合わせた支援事業を実施。平成25年度からは公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業（以下「きめ細かな支援事業」という。）を実施 ○ 文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、在外教育施設への派遣経験のある教員を、帰国児童生徒が多数在籍する学校において活用すること（平成5年8月6日付け文教海第100号文部省教育助成局長・初等中等教育局長通知）や教員研修等における国際理解教育に係る研修講師などに活用することを通知（平成26年10月15日付け26初国教第112号文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知） <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した教育委員会（12都道府県教育委員会及び36市区町村教育委員会）や小・中学校（57 	<p>ページに掲載し、各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等を対象とした「帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会」等の場を活用するなどして情報の共有を図るとともに、これらの結果を踏まえ、国の補助事業である「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」等を通じたきめ細かな支援の実施を要請する予定である。</p> <p>→③ 各都道府県・市区町村教育委員会に対し「都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」等の場において、派遣教員の募集などの機会を活用して元派遣教員を国際理解教育に活用することのメリット等の情報提供を行うなど、元派遣教員の更なる活用を要請する予定である。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>小学校及び 44 中学校) においては、帰国児童生徒の特性に配慮した教育に関する取組が未実施のところあり (48 教育委員会中 5 教育委員会 (10.4%)、101 小・中学校中 64 小・中学校 (63.4%))</p> <p>また、取り組んでいるところでも、帰国児童生徒のみを対象とするものは少なく、外国人児童生徒を主な対象とした日本語指導を目的としたものが多いことから、実際に支援の対象となった帰国児童生徒はいない又はごく少人数</p> <p>一方、専ら帰国児童生徒を対象として日本語指導や特性保持伸長指導 (英語力の保持伸長) を実施し、英語を話せることによるストレス解消等の効果を上げている例あり</p> <p>○ 文部科学省は、きめ細かな支援事業について、対象者の属性 (帰国児童生徒、外国人児童生徒等の別)・人数の実績、実施目的を未把握</p> <p>各地方公共団体等が独自に実施している帰国児童生徒の特性に配慮した教育に関する取組についても体系的に把握せず</p> <p>一方、調査した教育委員会では、これらの取組に係る情報共有の必要性を認識 (48 教育委員会中 31 教育委員会 (64.6%))</p> <p>○ 調査した教育委員会や小・中学校においては、在外教育施設への派遣経験のある教員を国際理解教育に係る教員研修講師として活用するなどしているところがある (注) 一方で、活用の必要性が乏しいなどとして元派遣教員の経験を活用していないところあり</p> <p>(注) 48 教育委員会中 6 教育委員会 (12.5%)、162 小・中学校中 9 小・中学校 (5.6%)</p>	